

## 愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会 規約

### (名称)

第1条 この会は「愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会」と称する。

### (目的)

第2条 この会の目的は、次のとおりとする。

1. 国登録有形文化財建造物(以下登録文化財と呼ぶ)の保存と活用に係わる活動を行い、会員のみならず、広く、県民の文化的資質の向上を助け、日本の伝統文化の顕彰及び保存のための活動を行う。
2. 会員相互の親睦と登録文化財に関する情報交換を図り、県民との交流に努める。
3. 全国の登録文化財所有者、国や自治体とも連携を図り、登録文化財の地位の向上と啓蒙に努める。

### (事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年間の事業計画や事業報告を行うため、年に1回総会を開催する。
2. 文化財に係わる講演会・フォーラム・シンポジウムなどの適宜開催により、登録文化財への県民の関心を高め、知識の普及に努めるとともに、相互の交流を図る。
3. 会員所有の登録文化財についての情報交換ならびに活動を支援する。
4. 会員相互等との交流会や親睦会を行う。
5. 会の目的を達成するために各種行事の企画、会報の発行、調査・研究など必要な事業を行う。
6. 登録文化財を特に優良な活用を行った所有者、管理者等に対し、理事会に諮り表彰することができる。

### (会員)

第4条 この会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員：愛知県内に存する登録文化財の所有者、または権利を有する個人、及びその家族、または法人とする。
2. 準会員：愛知県外に存する登録文化財の所有者、または権利を有する個人、及びその家族、または法人で理事会の承認を得た者(当会の会報が配付され、行事に参加できる。総会における議決権は無い。)とする。
3. 賛助会員：愛知県内外を問わず、当会の事業を援助する個人または法人で、理事会の承認を得た者(当会の会報が配付され、行事に参加できる。総会における議決権は無い。)とする。
4. 特別会員：愛知県内の登録文化財を所有または管理する地方自治体とする。  
特別会員は会費及び入会金を免除することができる。

### (会費等)

第5条 この会の運営については、次の経費をあてる。

1. 会費：正会員、準会員とも一人当たり年間 一口3,000円(何口でも可、法人は二口以上)とする。賛助会員一口2,000円(何口でも可、法人は二口以上)とする。
2. 入会金：正会員、準会員とも一人当たり3,000円(法人は6,000円)とする。賛助会員は2,000円(法人は4,000円)とする。
3. 寄付金：本会の設立及び運営のための寄付は、これを原則として受けるものとする。

### (入会・退会)

第6条 入会、退会については、以下のとおりとする。

1. 入会金と年会費を納めて入会とされる。
2. 退会は書面にて退会届を提出し、任意に退会できる。

なお、3年以上継続して年会費納入がなされない場合、自動退会となる。

3. 既納の入会金、会費はいかなる理由があっても返還しない。

#### (役員)

第7条 この会を運営するために次の役員を置く。

1. 理事は5名以上11名以内とし、理事長は理事会の互選により決め、理事長はこの会を代表する会長を兼務する。
2. 監事は2名とする。
3. 理事、監事の任期は2年とし、再任を妨げない。理事のうち1名は理事長(会長)、1名以上3名以内を副会長、1名を事務局長とする。
4. 理事長(会長)、理事、監事は総会で選任する。副会長は会長が任命する。
5. 理事会は会長が招集し、年に2回程度開催する。
6. 監事以外の役員は正会員であることを原則とする。ただし法人については2名まで役員になることができる。

#### (相談役・顧問)

第8条 この会は必要に応じ相談役、顧問を置く。

1. 相談役 登録文化財についての有識者であり、本会の活動に協力して頂ける方で、理事会で承認された方。
2. 顧問 登録文化財の所有者または権利を有した方で、本会に対する貢献が認められ、理事会で承認された方。

#### (総会)

第9条 総会は会長が招集し正会員をもって構成する。総会は正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

1. 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、理事会が決めた時に、会長が召集する。
3. 総会の議長は出席した理事のうちから会長が指名する。
4. 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

#### (議決権)

第10条 総会における議決権は、正会員である個人または法人に付与される。ただし法人については2票まで議決権を得ることができる。

#### (規約の変更)

第11条 本規約の変更には総会出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。

#### (付則)

第12条

1. この会の略称は「愛知登文会」とする。
2. この会の名称の英語表示は「The Owners Association of Registered Tangible Cultural Properties of Japan in Aichi」とする。
3. この会の事務所は一般財団法人名古屋陶磁器会館(〒461-0025 愛知県名古屋市東区徳川一丁目10-3)に置く。
4. 本規約は、平成23年6月26日より実施する。
5. この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
6. この会に有益となる、外部団体が行う活動や文化庁等が実施する補助事業等については、参加及び協力できるものとする。
7. 本規約は、平成27年5月26日より実施する。(一部改正)